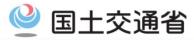
大臣認定制度について



大臣認定(構造方法等の認定)とは、

・<u>多様な建築材料や構造方法等の導入を可能とするため、その性能が建築基準法に適合していることを</u> 国土交通大臣が認定する制度(建築基準法第68条の25)

大臣認定のフロー

指定性 指 能 定 評 性 能 評 価 能 機 価 評 関 試 価 験 機 の 関 の 実施 事 前 0 相 申

請

【防火構造(30分間)壁の試験の例】

外装材を木材とした木製軸組造外壁



試験前の写真



30分間加熱

<u>外装材(木材)は</u> <u>燃焼するものの</u> 内部に影響なし

試験後解体した写真(内部の状況)

<u>当該木製軸組造外壁の防火性能</u> <u>(延焼を抑制)を確認</u> ※大学教授、 准教授、高度 の専門的知識 を有する者

評価員※による審

杳

性

能

評

価

書

0

交

付

国土交通省での審査

一交通

申

大臣認定書の交付

A STATE OF THE PARTY OF T

①性能評価

②大臣認定